

ざいますが、現状においては、やはりこのような制度がどうしても止むを得ないのでないか、かように考えておられます。

あつてくれたほうがあつたと想うのでござりますけれども、現状においては、止むを得ないと仰せになりますけれども、私は改進の余地があると思うのでござります。こういうようなやり方にいたしますと、たまく富裕県でございましたら或る程度の施設の復旧ができるでしようが、併し自前持て金の捻出方法のない貧困県でございましたら、ひどい危険な校舎もしつと我慢して子供の教育をしなければならないということになりますと、これは非常に弊害が多い、それからもう一つ平衡交付金がそのために準備されておるようでござりますが、今年の予算では、僅か五十億で平衡交付金の中で一昨日ここで通過いたしました学校の先生の年末手当が、今度は期末手当と勤労手当にわけられました、それでもう二十億減つてしまつて、あと三十億しかない、こんな小額な平衡交付金では大きな仕事はできませんので、危険の度合のひどい所から、順々に全国無差別に調査いたしまして、危険の度合のひどい所から国庫で負担するのが理想だと思います、急場には間に合わないかも知れませんが、文部当局はこういうことをよく考えてもらいたいということを希望として申上げておきます。

衆議院のほうで修正になつておりますが、この第二項についても、「政令で定める」ところを「その教育を行ふに必要な最低限度の」というふりに修正になつておりますが、文部省のほうとしては「その教育を行ふに必要な最低限度の」とは、どの程度を考えておるかということについて二つお伺いしたいと思います。従来は生徒一人当たり小学校が〇・七坪というような基準になつておつたのですが、これをやはり今後も最低基準として保つて行くのか、或いはこれは戦後の応急的なものであつて、今日では最低基準以下のものであるといふふうにも私ども考えておりますが、文部省のほうではどのようにお考えになつておりますか、その点をお伺いしたい。

は、当初の不足坪数をほぼ充足いたしました結果でございます。これは勿論計画上の充足でござりますが、ほんの七坪の充足を今まで見んとしておりますので、従いまして将来はこはどうしても最低基準までこれを引げなければならんということを強く希望しております。又私どももよりう考えておりますので、是非これを最基準の線まで持つて行きたいといふに考えております。その最低基準申しますのは、〇・七坪に予想してあります廊下とか教室とか便所のほかに、管理室、これは職員室でございますが、管理室のほかに特別教室といふものを加えまして、これは結局生徒一人当たり一・二六坪になるわけですが、この一・二六坪まで是非不足いたしたい、将来は是非この線まで充足いたしたいと、かように考えておりますが、只今私どもの考えいたしますが、これは〇・七坪を完成しましては、これは〇・七坪を完成しました暁におきまして、この一・二六坪の充足という問題を取り上げたと、実はさような心組を持つております。一・二六坪と申しましても、必しも十分ではございませんが、当面とにかく最低基準で困難を極めておりする学校に対しまして、この一・二六坪ができますれば、相当私は充実さるのではないかとうふうに考えておられます。

○政府委員(近藤直人君) さようぢうに解釈していいわけですか。
○荒木正三郎君 それからこの法案は、地域的な考慮が全然払われておらないようでございますが、私の考えでは、地域的な考慮を払う必要があるのではないかというふうに思うのであります。それは北海道の例でござりますが、北海道に対しまして國が補助をして行く場合、これは明らかに特別な施設に対しましては、災害復旧補助を払つております。で、私は今こに一々具体的な例を申上げませんが、ただ一例だけを申上げても、公共土木施設に對しましては、災害復旧補助をいたしまして北海道以外の府県に対しては三分の二の補助であるのに、して、北海道の場合は五分の四を補助をいたしております。これはやはり時候という特殊的なものがあつて、工事その他に相当違ひがあるといふふう点を考慮された結果であると思ひます。従つて学校建設のような土木事業については、北海道を特別に他の例ならつてみると必要があるよう私にはうのですが、そういう点について文省の見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) お話を北道に対する補助率の点につきましては、内地と違つた措置が必要でしやないかということかと思ひますが、このにつきましては、確かに御指摘の如く公共土木施設災害復旧事業費国庫担法の面におきましては、確かに北道につきまして特殊な扱いをしておることは事実であります。その他森林とか或いは道路法とかいうような法令をおきまして、さような扱いをしておるようござります、と申します。

は、これは北海道の特殊性といううが考慮された結果であるうと思うのがあります。従いましてこの公立施設費国庫負担法におきましても、北海道に對しては特別な扱いをすべきではないかという御意見は一應御尤もござりますが、併しながらこの点にきましては、私どもは從来北海道においては事実上特別な配分の考慮をいたしておりますので、これによつては北海道に対する扱いといたしましては事実上特別な配分の考慮をいたしましておきましては、北海道につきまして特別な補助金を設けるということは考慮いたしましたので、これは從来通り事実上の扱いとして考慮を払うというよう考へております。

と北校の前に別づけられ、支那へ遣され、その間は北校でじめじめと発言する。ついで坪山の單いしのとていせ率てではば払き配別についでじめじめと

○委員長(川村松助君) あよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記を付け

それでは討論に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

それではこれより討論に入れます。

御意見のありますのかたは、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○荒木正三郎君 私は社会党第四控室

を代表いたしまして、本法案に賛成の

意見を申上げます。ただ本法案につきましては附帯決議を附したいと考えておりますので、その内容を只今から申上げたいと存じます。

本委員会は、公立学校施設費国庫負担法案に對し、次の通り決議する。

一 災害復旧及び戦災復旧に要する経

費の算定基準を政令で定めるにあた

つては、從來の基準によることなく、とりあえず少くとも最低基準までの復旧を実現するとともに、さら

に将来は原形復旧が実現されるよう考

慮すること。

二 災害復旧の国庫負担率は三分の二

であるが災害の地域及び災害の種類

並びにその程度によつてはこの率を更に引上げることを考慮すること。

三 災害復旧の適用除外の限度額を政

令で定めるにあつては、建物、建物以外の工作物、土地及び設備についてそれぞれ十萬円とするこ

四 義務教育年限の延長に伴う公立学

校の施設の建設に要する経費の算定

基準としての教育を行ふに必要な最も低限度の坪数については、現行の生徒一人当たり〇・七坪は單に終戦直後

の暫定措置であるから中学校的校舎については補正付一・二六坪、盲学

校及びろう学校の校舎については

二・八八坪及び寄宿舎については

五・〇〇坪迄、速かにその基準の引

上げが実現できるよう措置すること

とし又衆議院送付案の附則第三項第

一号の児童及び生徒の数を政令で定

めにあつては、これをその年度当

初現在の児童及び生徒の数とする

と。

五 積雪寒冷湿润地帯の中学校的外遠

やかに小学校、盲学校及びろう学校

の屋内運動場についても予算措置を

講ずること。

六 公立諸学校の国庫負担金の予算に

ついては防火地域外にも鉄筋造(鉄骨造を含む)が建築できるよう措置

すること。

七 以上の公立学校的施設の整備につ

いては、教育の重要性にかんがみ、合理的な年次計画をたてて速やかに完了するよう予算措置すること。

八 相馬助治君 只今議題となつております公立学校施設費国庫負担法につきまして、私は社会党の第二控室を代表

して賛成の意思を表明いたしました。日本が文化国家建設ということを謳いながら、財政上の理由を以て学校施設等

についても、なか／＼思うように進まないことは誠に残念なことであり、且つ又財政上のしわ寄せが特に教育の面に寄せられて、戦災復旧の公立学校の施設といらものもうまい状態に行つてそれを十萬円とするこ

と。

三 災害復旧の適用除外の限度額を政

令で定めるにあつては、建物、建物以外の工作物、土地及び設備についてそれが十萬円とするこ

と。

ところでございまして、これらの経済に鑑みて、復旧の経費について国に負担をして、復旧の経費について国に負担の内容を明確にし、公立学校の施設の整備を促進し、学校教育の円滑な実施を確保するという意味合いで本法案を提案いたしました政府に対し、一応敬意を表す次第でございま

す。而も衆議院におきまして、その国庫負担の負担率その他について、誠に妥当な修正が行われましたし、且つ又只今同僚荒木委員によつて極めて必要な極めて妥当な附帯決議案が提案されたのでございまして、この法律案が施行されますならば、公立学校の施設について格段の進歩を見ることは疑いを入れないところだと存じます。この際文部当局においても、いま一段の努力をされることを要望いたしましたが、私は荒木委員提案の附帯決議案を添付することに對して、只今議題となつております公立学校施設費国庫負担法案、衆議院修正にかかる送付原案に對して、賛成の意思を表明いたします。

○深川タマエ君 この原案は、必ず一 定額は各地方財政が負担しなければならない原則になつております關係上、如何に危険の度合の高い、そろして又そういう学校の数多くを背負つてゐる府県がありまして、たゞ／＼その地方の財源が貧困でありますときは、いつになりましても復旧工事が困難といふ大きな欠点を持つてゐると存じます。又現状の平衡交付金制度によりましても、この欠点を完全に補うことができないと存じますので、将来は速かに、府県別ではなく、全国一律に危険の度合の高い校舎は、全額国庫負担に

よつては、教育の重要性にかんがみ、合理的な年次計画をたてて速やかに完了するよう予算措置すること。

九 川タマエ君 この原案は、必ず一 定額は各地方財政が負担しなければならない原則になつております關係上、如何に危険の度合の高い、そろして又

そういう学校の数多くを背負つてゐる府県がありまして、たゞ／＼その地方の財源が貧困でありますときは、いつになりましても復旧工事が困難といふ大きな欠点を持つてゐると存じます。又現状の平衡交付金制度によりま

しても、この欠点を完全に補うことが

できないと存じますので、将来は速かに、府県別ではなく、全国一律に危険の度合の高い校舎は、全額国庫負担に

よつては、教育の重要性にかんがみ、合理的な年次計画をたてて速やかに完了するよう予算措置すること。

十 以上でござります。

○相馬助治君 只今議題となつております公立学校施設費国庫負担法につきまして、私は社会党の第二控室を代表して賛成の意思を表明いたしました。日本が文化国家建設ということを謳いながら、財政上の理由を以て学校施設等

についても、なか／＼思うように進まないことは誠に残念なことであり、且つ又財政上のしわ寄せが特に教育の面に寄せられて、戦災復旧の公立学校の施設といらものもうまい状態に行つてそれを十萬円とするこ

と。

十一 以上でござります。

○相馬助治君 只今議題となつております公立学校施設費国庫負担法につきまして、私は社会党の第二控室を代表して賛成の意思を表明いたしました。日本が文化国家建設ということを謳いながら、財政上の理由を以て学校施設等

についても、なか／＼思うように進まないことは誠に残念なことであり、且つ又財政上のしわ寄せが特に教育の面に寄せられて、戦災復旧の公立学校の施設といらものもうまい状態に行つてそれを十萬円とするこ

と。

なお、希望として申上げたいことは、この災害復旧の場合にも、単に原形復旧にとどまらず、その必要に応じては、改修或いは拡張などを加えて復旧しなければならんことも再々あると思つてございますが、そういう場合には、予算の関係から、原形復旧とい

ては、改修或いは拡張などを加えて復旧しなければならんことも再々あると思つてございますが、そういう場合には、予算の関係から、原形復旧とい

それでお力添えを頂いて、この義務教育諸学校の抜粋、充実に資せられることを希望して、私の賛成意見を申上げた次第であります。なお、私が申上げたことと若干相違があるかも知れんと思いますが、原則的に荒木委員から提案されましたこの決議に賛成いたす次第であります。

○高橋道男君 私も衆議院から修正を経て送付された本案に賛成いたしました。

なれば、希望として申上げたいこと

は、この災害復旧の場合にも、単に原形復旧にとどまらず、その必要に応じては、改修或いは拡張などを加えて復旧しなければならんことも再々あると思つてございますが、そういう場合には、予算の関係から、原形復旧とい

ては、改修或いは拡張などを加えて復旧しなければならんことも再々あると思つてございますが、そういう場合には、予算の関係から、原形復旧とい

うふうに考へておるものであります。

それから第二番目の問題といたしましては、須藤氏からも述べられました

が、教科書の検定権が教育委員会にあ

ると、地方まち／＼のものができて困

ります。こういう意見があつたのでござ

いますが、むしろ地方の特色といふも

のが加味されることがいいのじやない

かというふうに考へておるわけであります。

地方にはそれ／＼特殊な事情もござります。

氣候、風土の上から考え

ましても、又産業、いわゆる農、工、

商、水産、こういろいろな産業の面か

ら考えましても、それ／＼異なつたも

のがござります。こういうものを地方

的な、特殊的なものを教科書に織り込ん

で行くということは、これは非常に必

要なことじやないかと、こういふう

に考えます。そういう意味におきまし

て、今度文部大臣に統一して検定権を

持つということについては、私は相当

な疑義を持つておりますので、以上の

ような理由によりまして、本法案に反

対をいたすものでございます。

○委員長(川村松助君) ほかに御発言

ございませんか。

○深川タマエ君 文部大臣の責任にお

いて教科書の検査をされることは、

私費成に存じますけれども、現段階に

おいてまだ修身、歴史、地理という学

科も整備されておりませんし、修身の

ところは德育の基礎さえもはつきりと

承わつたことのない段階でございま

す。そういうときに果して文部大臣が

検定をされますか、誠に不安でござい

ます。その他英語、漢文、女子の家政

科或いはお作法等々、時間の關係上、

政府の方針の聞けなかつたところも非

常に多いことは残念でござりますけれ

ども、とも角も各界の権威者をできる

だけ大勢お集め下さいまして、今日日

本のこの段階におきまして、将来の第

二国民の養成に當つて遺憾なきよう、

十分なる御配慮を頂きますことを附加

えまして、改進党を代表して養成いた

します。

○委員長(川村松助君) 別に御意見も

なければ、討論は終局したものと認め

て御異議ありませんか。

○委員長(川村松助君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。それではこれより採決に入

ります。学校給食法の一部を改正する

法律案を議題に供します。本案を可決

することに賛成のかたの御起立を願い

ます。

〔賛成者起立〕

○委員長(川村松助君) 多数でござい

ます。よつて学校給食法等の一部を改

正する法律案は多數を以て可決されま

した。

なお以下事務的なことは慣例通り

行いますることにして御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議ないと

認めます。

なお報告書には多数意見者の署名を

付すことになつておりますから、賛成

のかたは順次御署名をお願いいたしま

す。

多數意見者署名

相馬 明治 谷口弥三郎

高橋 道男 劍木 幸弘

木村 守江 大谷 貢雄

○委員長(川村松助君) それでは本日

はこれを以て散会いたします。

午後二時五十六分散会

七月二十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、六・三制学校屋内運動場建設費

国庫補助に関する請願(第二七一

三号)

一、危険校舎改築費国庫補助増額等

に関する請願(第二七一四号)

一、学校給食法制定に関する請願

(第一七七八号)(第二九八二号)

一、義務教育費国庫負担法第二条改

正等に関する請願(第二七七八三号)

(第一九三一号)(第二九七四号)

一、私学教職員共済組合法制定に關する請願(第一七七八四号)(第二八

〇五号)(第二九八三号)

一、夜間大学設置に関する請願(第

二八一四号)

一、公立学校施設整備費国庫補助增額等に関する請願(第二八一五号)

一、危険校舎改築費国庫補助等に關する請願(第二八一八号)

一、産業教育設備費国庫補助に関する請願(第二八一九号)

一、理科教育施設設備費国庫補助に

関する請願(第二八一六〇号)

一、危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願(第二八一八号)

一、学校災害復旧法制定に関する請

願(第二八一六二号)

一、学校建築基準改正に関する請願

(第二八一六三号)

一、中学校職業家庭科の産業教育費

国庫補助増額に関する請願(第二

八六五号)

一、旧滿洲國國立大學ハルピン學院

特修科第二部卒業生高等學校二級

普通免許状授与の請願(第二九七

二号)

一、定期制高等学校建築費国庫補助等増額に関する請願(第二九七三

号)

一、中学校建築基準改正に関する請

願(第三〇一〇号)

一、老朽校舎改築費全額国庫負担に

関する請願(第三〇一一号)

一、地方教育委員会廃止に関する請

願(第三〇二五号)

一、学校給食法制定に関する陳情

(第二三四四号)

一、学校給食法制定に関する請願

(第二七一三号)

一、学校給食法制定に関する請願

請願者 紹介議員 黒田義夫等十名

請願者 江田三郎君 秋山長造

請願者 京都府熊野郡久美浜町

請願者 長岡田志郎君

紹介議員 井上清一君

請願者 岡山県久米郡久米村長

請願者 組合議員 江田三郎君

請願者 佐藤義夫君

および戦後の画期的な教育制度の改革に伴う学校諸施設の整備充実ならびに

増加の傾向にある学校災害の復旧等は刻下の急務であり、関係当局の血のにじむような努力にもかかわらず今日な

お運々として見るべき成果を収めてい

ないから、(一)危険校舎急速改築のための国庫補助の予算措置とその立法化

(二)屋内運動場建設のための国庫負担の予算措置とその立法化、(三)未完成中学校々舎の急速整備のための国庫負担の予算措置とその立法化、(四)学校災害復旧費国庫負担の立法化等の実現を図られたいとの請願。

第二七七八号 昭和二十八年七月十日受理

第二七一三号 昭和二十八年七月十日受理

第二七一四号 八日受理

第二七一五号 八日受理

第二七一六号 八日受理

第二七一七号 八日受理

第二七一八号 八日受理

第二七一九号 八日受理

第二七一〇号 八日受理

第二七一一号 八日受理

第二七一二号 八日受理

第二七一二号 八日受理

第二七一三号 八日受理

第二七一四号 八日受理

第二七一五号 八日受理

第二七一六号 八日受理

第二七一七号 八日受理

第二七一八号 八日受理

第二七一九号 八日受理

第二七二〇号 八日受理

第二七二一號 八日受理

第二七二二號 八日受理

第二七二三號 八日受理

補助および市町村負担によつて逐年整備されているが、今なお重大問題が残され市町村は年とともに次第にその窮状を深めつゝあるから、(一)公立学校と危険校舎改築費国庫補助の確保および補助額以外は全額起債承認方と災害復旧費国庫負担制度の完全なる立法化、(二)積雪寒冷湿润地帯義務設置学校の屋内運動場建築のため国庫補助の確保と急速なる立法化、(三)未完成中学校校舎の急速整備のため国庫補助予算の確保と立法化等について善処せられたいとの請願。

産業教育設備費国庫補助に関する請願
請願者 岩手県議会議長 村上 順平

紹介議員 川村 松助君

産業経済の発展および国民生活の向上を期し經濟自立に貢献する有為な国民の育成を目的として産業教育振興法が制定されたが、その裏付けとなる国庫負担率はわずかに三分の一であり、しかも残り三分の二の地方負担については地方公共団体の財政からしてまことに困難をきわめているから、國庫補助率を二分の一に引き上げるよう法制化し、すみやかにこれの予算措置を講ずるとともに産業教育設備費に關係する起債についてはその増額を図りひも付とせられたいとの請願。

第二八六〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

理工教育施設設備費国庫補助に関する請願

請願者 東京都港区芝愛宕町二ノ八六港工高内日本父母と先生全國協議会内西本啓

紹介議員 深川タマエ君

狭小なる國土に八千数百万の人々を擁し、天然資源に恵まれない日本が生きる道は産業の進展であり、その根本を國民に培うものは理科教科の完全実施である。しかるに次代を担う青少年の基礎教育に對しては何ら考慮されていないことはまことに遺憾であるから、基礎教育たる中学校、高等学校における理科教育のために、その施設設備に對して充分なる考慮を払われ国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。

第二八六一號 昭和二十八年七月一
十日受理

危險校舍改築費國庫補助増額に関する
請願

請願者 東京都港区芝愛宕町二
ノ八六港工高内日本父
母と先生全國協議会内
西本啓

紹介議員 深川タマエ君

現在建築してから四十年以上を経過
し、既に使用に耐えない老朽危險校舎
は、全国小中学校合せて百六十五万坪
に達し、八万九千学級、約四百万人の
児童生徒が生命の危険にさらされなが
ら勉強している現状であるから、これ
が抜本的解決策として、老朽危險校舎
改築助成費を現行の三分の一から少く
とも二分の一以上に増額せられたいと
の請願。

第二八六二号 昭和二十八年七月二
十日受理

学校災害復旧法制定に關する請願

請願者 東京都港区芝愛宕町二
ノ八六港工高内日本父
母と先生全國協議会内
西本啓

紹介議員 深川タマエ君

現在学校の済害復旧に要する費用は、
當局の調査によれば三百五十二億円を
要するものといわれているが、この災
害復旧を促進するために、学校災害復
旧法をすみやかに制定せられたいとの
請願。

第二八六三号 昭和二十八年七月二
十日受理

學校建築基準改正に關する請願

請願者 東京都港区芝愛宕町二
ノ八六六港工高内日本父
母と先生全国協議会内
西本啓 紹介議員 深川タマエ君
かねて文部省においては、六・三制校
舎の整備として児童生徒一人当り〇・
七坪という応募基準のもとに学校校舎
の建築を促進してきたが、これはあく
までも応急対策としての基準であつて
正しい意味の学校建築の基準とはなら
ないから、現行の学校建築基準である
生徒一人当り〇・七坪を小学校は〇・
九坪に、中学校は一・二五坪に改正せ
られたいとの請願。

付するより取り計らわねたいとの請
題。
第二九七三号 昭和二十八年七月二
十一日受理
元滿洲國國立大學ハルビン學院特修科
第二部卒業生に高等學級二級普通免許
状授与の請願
請願者 熊本県宇土郡宇土町南
段原宇土高等学校内
丹部義隆外二名
紹介議員 高良 とみ君
元滿洲國國立大學ハルビン學院特修科
第二部は、昭和十五年四月滿洲帝國臣
民大學令に従い満洲國における軍官公
署および会社に雇用勤務する青年を対
象とした夜間三半年の高等専門教育過
程であり教授科目および内容も國立大
学ハルビン学院と同一で教授も本科の
教授が全員これに当たり、卒業資格も滿
洲国における大学と同一に認定された
のであるから、本卒業生に対しても高等
学校二級普通免許状を授与せられたい
との請願。

今や窮乏の極に達しており、その新築はもち論のことと増築さえも到底不可能の実情にあるから、定時制高等学校建築に対し国費および県費補助を増額せられたいとの請願。

第三〇一〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

中学校建築基準改正に關する請願

請願者 福島市杉妻町一五福島

外一名

紹介議員 石原幹市郎君

町村は極めて困難なる財政の中にあって義務教育の重要性に鑑み、新制中学校舎の建築に際しては万難を度してその必要規模の最低限度まで完備するよう努力を払つてゐるのであるが、従来補助の対象となつてゐる基準は在校生徒一人当たり〇・七坪以下とせられて、いため實質上の町村負担はまことに容易でないから、これが基準坪数を生徒一人当たり一・二坪まで引き上げられたいとの請願。

第三〇一一号 昭和二十八年七月二十一日受理

老朽校舎改築費全額國庫負担に關する請願

請願者 福島市杉妻町一五福島

外一名

紹介議員 石原幹市郎君

六三制の実施に伴い町村は新制中学校舎の新築に急を要しこれに全力を尽しているため既設老朽小学校舎改築の要

昭和二十八年九月十二日印刷

昭和二十八年九月十四日発行

に迫られながらも現今町村財政をもつてしては到底その負担に耐え難いため、廢校荒廃のまま放置の状況にあるから、これら老朽校舎の改築費に対しでは全額國庫負担をせられたいとの請願。

第三〇一五号 昭和二十八年七月二十一日受理

地方教育会廃止に關する請願

請願者 福島市杉妻町一五福島

外一名

紹介議員 木村 守江君

町村は極めて困難なる財政の中にあって義務教育の重要性に鑑み、新制中学校舎の建築に際しては万難を度してその必要規模の最低限度まで完備するよう努力を払つてゐるのであるが、従来補助の対象となつてゐる基準は在校生徒一人当たり〇・七坪以下とせられて、いため實質上の町村負担はまことに容易でないから、これが基準坪数を生徒一人当たり一・二坪まで引き上げられたいとの請願。

第三〇一二号 昭和二十八年七月二十一日受理

学校給食法制定に關する陳情

陳情者 岡山県児島郡離島町離

崎小学校内 西田政一
外六名

学校給食は民主教育の見地から学童の体位向上、機会均等ならびに栄養改善等のためわめて重要な国家的事業であるが、これが順次低調になりつつある現況にあるから、学校給食恒久継続の措置としてすみやかに学校給食法を制定せられたいとの陳情。

參議院事務局